令和　　年度「ふるさとひょうご寄附金」寄附申出書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和 | 年 | 月 | 日 |

兵庫県知事　齋藤　元彦　あて

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ご住所 | 〒 | | |
| お名前 |  | | 出身県 |
| ご連絡先 | 電話 | ＦＡＸ | |
| E-mail |  | | |

（ご記入いただいた個人情報につきましては、「ふるさとひょうご寄附金」に関する業務以外には使用しません。）

私は、「ふるさとひょうご寄附金」の趣旨に賛同し、次のとおり兵庫県への寄附をしたいので申し出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 寄附金額 |  | 円 |
| ２ | 希望される納付方法（以下のいずれかの番号に○をつけてください。） | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 納付方法 | 手続き等について |
| 1 | 納入通知書払い | 後日、お送りする納入通知書により県が指定する金融機関の窓口で納入してください。  なお、振込手数料は無料です。 |
| 2 | 県の窓口への持参 | 窓口は、各事業の所管課及び兵庫県東京事務所です。 |
| 3 | 口座振込 | 後日、連絡する口座番号へ銀行窓口から振込をお願いします（ATM・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞからは不可)。 申し訳ありませんが、振込手数料は寄附される方のご負担となります。 |
| 4 | 現金書留払い | 申し訳ありませんが、郵送料は寄附される方のご負担となります。 |
| 5 | クレジットカード払い(Yahoo!公金支払い) | 5,000円以上の寄附からご利用いただけます。ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞによる納付に必要な「支払番号」と「確認番号」をお知らせしますので、「Yahoo!公金支払い」から決済手続きをお願いします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ３ | 寄附金の活用事業 |

以下のプロジェクトのうち、選択いただいたプロジェクトに活用させていただきます。

※　特定のプロジェクトを選択されない場合は、「ふるさと兵庫」を元気にする事業に使わせていただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 寄附金を活用する事業 | 寄附金額 |
|  | ひょうご若者被災地応援プロジェクト | 円 |
|  | 防災・減災応援プロジェクト | 円 |
|  | 未来を担う県立大学生への応援団募集プロジェクト | 円 |
|  | 県立学校環境充実応援プロジェクト　応援する学校（　　　　　　　　　　　　　） | 円 |
|  | 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト | 円 |
|  | コミュニティカフェ開設応援プロジェクト | 円 |
|  | 「子ども食堂」応援プロジェクト | 円 |
|  | 子犬子猫の飼い主捜し応援プロジェクト | 円 |
|  | コウノトリ野生復帰プロジェクト | 円 |
|  | 小児筋電義手バンクへの応援プロジェクト | 円 |
|  | 県立芸術文化センター応援プロジェクト | 円 |
|  | 神戸ルミナリエの開催応援プロジェクト | 円 |
|  | 神戸マラソンの開催応援プロジェクト | 円 |
|  | 障害者スポーツ応援プロジェクト | 円 |
|  | 「ふるさと兵庫」を元気にする事業（特定のプロジェクトを選択されない場合） | 円 |
| 合　　　　　計 | | 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| ４ | ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用について 特例制度を（　利用する　・利用しない　） |

確定申告が不要な給与所得者等は、ふるさと納税の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請することができます。確定申告義務者・確定申告を行う方、暦年(1月～12月)のうち5団体を超える地方自治体に寄附をされた方は、この制度を利用できません。現行どおり確定申告を通じて、控除を受けてください。

※裏面に「兵庫県への応援メッセージ・ご意見」等を記載しております。ご参照ください。

|  |  |
| --- | --- |
| ５ | 兵庫県への応援メッセージ・ご意見 |

|  |
| --- |
|  |

（上記事業へのご寄附や兵庫県に対する応援メッセージ・ご意見等ございましたら、お手数ですが下記にご記入下さい。）

「ふるさとひょうご寄附金」のメリット

「ふるさとひょうご寄附金」は、兵庫県版ふるさと納税です。ふるさと納税には、自分の選んだ自治体に寄附をされた場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額控除されるメリットがあります。（ただし、2,000円を超える部分が全額控除される寄附額には上限があります。寄附をされる方の給与収入や家族構成に応じて上限額が異なります。下表「2,000円の持ち出しで済む寄附額の上限（目安）」参照。）

**2,000円の持ち出しで済む寄附額の上限（目安）　(例)**

**（例1）　年収500万円の給与所得者（独身または共働きの場合）**

　 　　67,000円の寄附をされると、

　 　　2,000円を超える部分である65,000円（67,000円-2,000円）が所得税と住民税から控除

**（例2）　年収700万円の給与所得者（夫婦と子ども2人の場合）**

　 75,000円の寄附をされると、

　 2,000円を超える部分である73,000円（75,000円-2,000円）が所得税と住民税から控除

2,000円の持ち出しで済む寄附額の上限（目安）

